|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | その２（Ｃ）（法第２条第１項第５号の営業） | |  |
| 料金 |  |  |
| 料金の表示方法 |  |
| 18歳未満の者を客と  して立ち入らせること | ①する ②しない |
| ①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前６時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第２項の規定に基づき都道府県の条例で、午前６時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前６時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法） |

備考

１ その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

２ その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。

３ その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。

４ その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。

５ その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

６ その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。

７ その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。

８ その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

９ 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。